

第7回 ふるさと納税研究会 議事要旨

【開催日時等】

- 開催日時：平成19年9月5日（水）17:00～19:00
- 場 所：総務省8階 第1特別会議室
- 出席者：島田座長、跡田委員、佐藤委員、西川委員、長谷川委員、畠山委員、水野委員
河野自治税務局長、高橋大臣官房審議官、佐藤財政課長、滝本企画課長、
林崎市町村税課長

【議題】

- (1) 資料説明
- (2) 総括的な論点・課題等の整理
- (3) その他

【配布資料】

- 「ふるさと納税」に関する主な論点・課題等
- ふるさと納税の議論の状況について
- 報告書骨子（案）

【事務局説明】

- 事務局から配布資料に基づき説明。

【総括的事項について】

- 全体として、大きく2つの考え方がある。1つ目は、ライフ・サイクル・バランスに立脚した考え方で、本来、「ふるさと納税」の対象は、生まれ育った地方などに限るべきだが、技術的に無理なので限定しないだけであるとするもの。この場合、理念的には「ふるさと」を限定していて安易な制度の利用はないという前提に立つことになる。納税者による税の納付先の変更という考え方を基礎としているので、税額控除率は100%という考え方になり、下限額についても、いわゆる免税点とする方式になじむ。2つ目は、頑張っている地方を応援していくための制度と考えるというものであり、そのため、寄附先となる「ふるさと」を過去の住所地などに限定しないことが適切だということになる。この考え方は、寄附金税制の拡充という理解になじむものであり、他方で、寄附者に真摯に制度の利用を考えてもらったり安易な利用を防いだりするために、持ち出し分があるべきということになる。このため、税額控除率は100%としないという考え方や、下限額を控除とする方式になじむ。
- 「ふるさと納税」は寄附金税制の拡充ではなく、税の移転を目指すものであり、一般の寄附金税制とは区別して考えるべきである。地方団体向けの寄附について全額税額控除することとしても、それを他の団体への寄附にまで波及させるべきではない。
- 大きく2つの考え方がある中で、どちらかの考え方に純化するのは適当ではなく、今後の

制度設計を考えるとあまり考え方を絞りすぎず、特に税額控除の率については両論を併記しても報告書としては十分価値がある。

- どちらの案でもいいというのは、報告書といえないのではないか。方向性は見えるようにしたい。

【税額控除の割合について】

- 税を移転させるという趣旨を踏まえ、納税者の負担を変化させないよう全額控除という考え方をとってほしい。
- 「ふるさと納税」をどう考えるかによって、全額とすべきか、持ち出しを求めるべきかは異なる。

【上限額について】

- 住民税額の1割程度というのは政治的に決めることだが、住所地以外の地方団体にあまり多く流出するのはいかなものか。
- 住民税額の2割ぐらいまでは範囲として考えられる。具体的な数値は、報告書には書き込まなくてもいいのではないか。

【下限額について】

- 大幅に引き下げというのが共通認識。所得税の5,000円というのは1つの目安になる。
- 下限額については、100円、500円など、ゼロに近い方がよい。
- 100%税額控除で、かついわゆる免税点方式とする制度は、寄附という枠組みを超えているので、この考え方を採用する場合には、形としては寄附を使うが、本来的な寄附金税制とは言えないという認識をしっかりと示しておくべき。
- 適用下限額は、事務負担の観点からある程度必要である。ただ、下限額以下の部分を控除対象から外すと、全額控除にならず、国民の納得が得られないのではないか。
- 下限額以下の人を相手にしないというのは、煩雑だからという理屈。下限額を超えた場合に、下限額以下の部分も対象とするのが煩雑かどうかは、コンピューターの計算の問題であり、事務の煩瑣とは違う議論ではないか。
- 例えば、3万円を寄附した時に2万5千円しか税額控除にならないとした場合、持ち出し部分の5千円は、税収が減った地方団体にとっては事務経費という考えも成り立つのではないか。
- 下限額以下の部分を持ち出しとすることは、寄附金税制の形を探る以上やむを得ないのではないか。

【手続の簡素化について】

- （確定申告が不可欠であれば）年末調整で終了するサラリーマンは、「ふるさと納税」を選択しないのではないか。
- 年末調整で手続ができれば楽ということもあるが、現状でも企業は多くの負担を担っており、これ以上負担を負わせることは、現実的ではない。

- 企業に「ふるさと納税」の事務を行わせることは、上限額の確認なども必要であり、かなり面倒になると考えられる。
- 「個人住民税の簡易な申告方式」について、納税者が、所得税の所得控除は受けなくてもいい、という判断をすることを前提とするのであれば、この場合、所得税の所得控除の適用が受けられないことを報告書にはっきり書き込んだほうがいい。
- 確定申告をしないと控除が受けられないというのでは、制度理由がかなり薄れる。住民税の簡易な申告方式があれば、使いやすい制度となる。
- 地方団体間の負担、特に税収が減る団体の手続的な負担も触れておいた方がいいのではないか。

【所得税との関係について】

- 所得税との関係でいえば、所得税は分けて考えるのが現実的であるが、この制度を利用して所得税から控除してはいけないという理屈はない。所得税についても、「ふるさと納税」の意義を受けて早急な対応が望まれる、と書くべきではないか。
- 「ふるさと納税」の背景には、地方間の税収格差がベースにある。国土政策などの問題でもあり、住民税のみでやることとすれば、全国の地方団体から同意は得にくい。所得税における控除の割合は別として、国としての協力を求めたいということは主張すべき。
- 豊かな地方を育てていくのは、日本全体にとって良いことであり、国にも是非応援していただきたいというように、国が責任を負わなければならない理由をしっかりと書き込んでいく必要がある。

【地方団体の説明努力について】

- 地方団体に、節度ある行動を求めることについて、どの程度報告書に書くべきか。対価的な金品（例：特産物など）の贈与等、手段の濫用に当たる行為はよくないというのは釘を刺しておいた方がいいのではないか。
- パフォーマンスや贈り物などではなく、継続的な努力をしている地方団体に対して納税者が寄附するという面を入れるべき。
- 地方団体の説明努力の書きぶりは、初めに、施策面で努力をした結果として寄附を受けられるようになるという本道を書いた上で、次に、寄附金の使途の明示などの個別の努力について書き、最後に、手段の濫用への懸念について書く、という構成はどうか。

【今後の予定】

次回は、9月21日（金）15：00～17：00。場所等は追って連絡。

（以上）